

# 平成28年度における地域福祉関係予算の全体像

平成27年度

平成28年度

生活困窮者自立支援法（その他任意事業）

生活困窮者自立支援法（その他任意事業）

地域における生活困窮者支援等のための  
共助の基盤づくり事業

地域における生活困窮者支援等のための  
共助の基盤づくり事業

〔 都道府県、政令市のポランテアセンター関連事業費を統合  
補助基準額の見直し  
・人口50万人以上自治体単価 1,200万円 ⇒ 2,000万円 〕

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業

〔 補助基準額の見直し  
・対前年度保障割合 70% ⇒ 30%  
・利用契約者1人1月当たり算定額 2,500円 ⇒ 5,900円  
・生活保護受給者利用料1人1月当たり算定額 1,200円 ⇒ 2,300円 〕

ひきこもり対策推進事業

ひきこもり対策推進事業

統合

生活保護適正化事業

民生委員児童委員研修事業

※ 事業の位置付けのみ見直し

生涯現役活躍支援事業

生活保護適正化事業

民生委員児童委員研修事業

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（新規）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

※ 被災者健康・生活支援総合交付金のメニューとして復興庁に一括計上

被災者見守り・相談支援事業

※ 見守り関連事業を整理統合の上、「被災者支援総合交付金」のメニューとして復興庁に一括計上

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

(1) 目的

- 地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化
- 支援が必要な人と地域のつながりの確保
- 地域全体で支援が必要な人を支える基盤を構築

(2) 事業内容

- 地域の福祉ニーズを把握するために必要な事業
- 地域の福祉ニーズを踏まえたサービス創出・推進に必要な事業
- 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業
- その他地域福祉の推進を図るために必要な事業

(3) 補助率・補助基準額

- 補助率 : 1/2
  - 基準額 : 人口区分ごとに規定
- |                |   |        |
|----------------|---|--------|
| 人口 5万人未満       | → | 400万円  |
| 人口 5万人以上10万人未満 | → | 600万円  |
| 人口10万人以上30万人未満 | → | 800万円  |
| 人口30万人以上50万人未満 | → | 1000万円 |

(4) 平成27年度実施市町村・補助額

- かつらぎ町 : 200万円
- 湯浅町 : 176万円
- 白浜町 : 500万円

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(1) 目的

- 多様かつ複合的な課題を抱える者に対する包括的な相談支援体制をモデル的に推進

(2) 事業内容

- 相談支援包括化推進員の配置
- 相談者等に対する支援の実施
- 相談支援包括化ネットワークの構築
- 相談支援包括化推進会議の開催
- 自主財源確保のための取組推進
- 新たな社会資源の創出
- その他必要な取組

(3) 補助率・補助基準額

- 補助率 : 3/4
- 基準額 : 1500万円

# 新「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

平成28年度予算額(案)：500,000千円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となつて、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



## 「制度の狭間」の課題

### 【市町村等】

地域における包括的な相談支援システムの構築

### 【自立相談支援事業等の地域の中核的な相談機関】

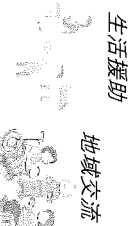
○福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築と、支援内容の調整

○アウトリーチを含む包括的な相談対応と、世帯全体のニーズの総合的なアセスメント・必要な支援のコーディネート

### ボランティア等と協働した新たな社会資源の創出

### 【地域に不足する資源の検討】

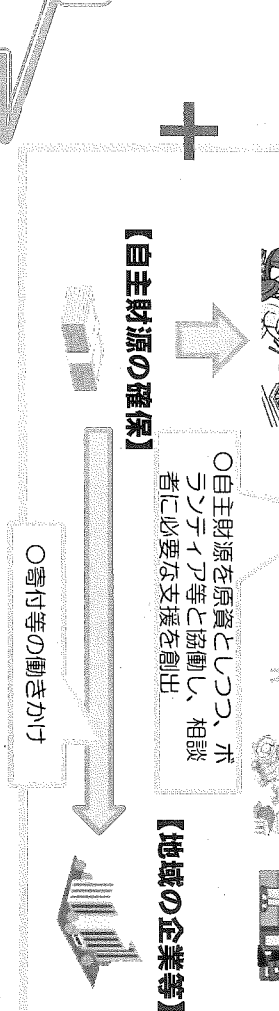
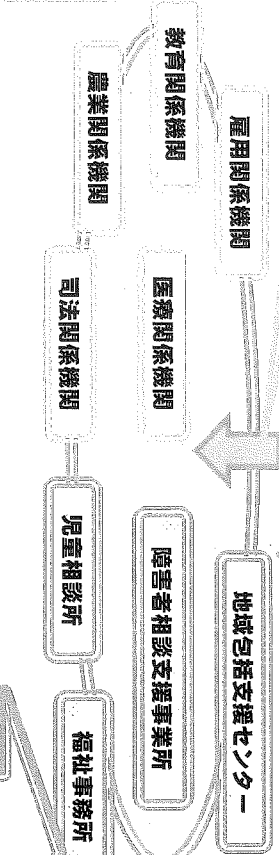
### 【新たな社会資源の創出】



○自主財源を原資としつつ、ボランティア等と協働し、相談者に必要な支援を創出

### 【地域の企業等】

○事業の進捗管理と関係機関の連携体制の構築を支援



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

◆ 「支え合い」促進のための体制づくり

〈子どもの居場所づくり〉

- 食事の提供等を行う民間の取組を支援(施設整備費用を補助)  
補助率：1/2 (補助限度額20万円)

- 公民館等を活用した居場所づくりを行う市町村を支援  
補助率：国1/3 県2/3 (2年目以降、国・県・市町村1/3)

◆ 地域福祉施策の推進

- 福祉有償運送を行う法人等を支援(事業開始・拡大等のための車両購入・改造費用を補助)  
補助率：1/2 (補助限度額：車両購入⇒140万円、車両改造⇒30万円)

◆ 地域福祉を支える人材の育成・確保と資質の向上

〈新規参入促進〉

- 介護福祉士及び保育士の資格取得を目指す方の修学資金の貸付  
学費：月5万円 入学・就職準備金：各20万円 (県内で5年間勤務で返済免除)
- 高校生を対象に、受講料・テキスト代無料の介護職員初任者研修を実施

〈就職・復職支援、定着促進〉

- 潜在介護職員及び保育士への就職準備金の貸付  
準備金：20万円 (県内で2年間勤務により返済免除)
- 新規参入した介護資格を持たない方を対象に、受講料・テキスト代無料の介護職員初任者研修を実施
- 介護事業所内保育所の整備や運営に必要な費用を補助  
補助上限額：施設整備費⇒1,130万円、開設準備費⇒310万円、運営費⇒500万円

◆ 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

- 社会福祉法人の経営状況や職務環境の改善を促進(専門家による状況確認・改善に向けての相談支援費用を補助)  
補助額：46万円